

ツインドルフィンズ 規 約

最終改正 平成30年2月18日

(名称)

第1条 この団体の名称をツインドルフィンズと称する(以下「当部」という。)

(目的)

第2条 当部は少年野球の興隆発展に寄与し、あわせて少年少女の健全な育成、体位の向上及び親善を目的とする。

2 前項の目的を達成するため、当部は船橋市野球協会少年学童部(以下「学童部」という。)に加盟する。

また、友和少年野球連盟のほか、必要に応じて目的に準ずる団体に加盟又は参加する。

(構成要員及び責務)

第3条 当部は部員及び部員を指導する指導者並びに部員の保護者で構成する(以下「構成要員」という。)

2 構成要員は、自己の責任を持って当部の活動を行う。

3 部員は、野球を愛好する健全な小学生とする。

4 指導者は当部の目的を理解し、部員の模範となり、部員の年齢及び体力等を考慮した技術指導を行える者とする。また、指導に係る知識や技術等を積極的に習得するとともに、得た知識等を共有し、指導者同士協力して指導を行う。

5 指導者は部員の安全管理を常に留意し、活動中に事故のないよう努める。

6 部員及び指導者は学童部が指定する安全保険に加入する。

当部の活動において、部員及び指導者に事故等が生じた場合の補償は、この安全保険団体が定める範囲内で行うものとする。

7 部員の保護者は、後援会を通じて当部の活動に対して協力を行う。

(活動期間)

第4条 当部の活動期間は、原則として1月中旬から12月中旬までとする。

(組織)

第5条 当部の運営を行う者として、次の役員を置く。

代表 1名

副代表 1名

総監督 1名

監督 若干名

事務局長 1名

会計長 1名

会計監査 1名

顧問 若干名

相談役 1名

- 2 各役員の職務は次のとおりとする。また、役員は総会の承認により選出され、その任期は原則一年とする。ただし、再任は妨げない。
 - (1) 代表は当部の運営を統括する。
 - (2) 副代表は代表を補佐する。また、代表が事故等により職務を行えないときはその職務を代行する。
 - (3) 総監督は当部の運営に係る全体調整を行う。
 - (4) 監督は当部の目的を踏まえて活動の内容を決定し、実施する。
 - (5) 事務局長は当部の運営に係る事務を執り行う。
 - (6) 会計長は当部の会計を執り行う。
 - (7) 会計監査は当部の会計を監査する。
 - (8) 顧問は当部運営の他、関係行政を含めた指導や助言を行う。
 - (9) 相談役は当部よりの諮問に助言を行う。
- 3 第1項の役員のほか、当部の運営に必要な担当を置くことができる。

(会議)

第6条 当部は総会を年一回定期に開催する。但し、代表が必要と認めた場合は、臨時に開催できる。

- 2 総会は次の事項を審議し議決する。
 - (1) 活動報告及び収支報告
 - (2) 活動案及び予算案
 - (3) 役員の選出
 - (4) 規約の改正
 - (5) その他必要な事項
- 3 総会は部員の世帯及び部員の保護者ではない指導者をそれぞれ1単位とし、全体の半数以上の出席をもって成立する。但し、委任状により出席に代えることができる。
- 4 総会の審議事項は出席単位（委任状を含む。）の2/3以上の賛成をもって決する。
- 5 当部は活動に係る検討を行うために、その他の会議を開催することができる。なお、その内容は部内に公表する。

(会計)

第7条 当部の活動に係る経費は、部費、入部金及びその他の収入により支弁する。

- 2 当部の会計年度は、原則2月1日から1月31日までとする。

(入部及び部費)

第8条 当部に入部を希望する者は、所定の入部届を提出し、次項の経費を納入することで部員とする。但し、第2条の目的を理解できない者又は第3条に合致しない者の入部はできない。

- 2 前項の入部希望者は、入部金及び部員自身が加入する安全保険の加入掛金(年掛け)を納入するとともに、部費を納入する。但し、部費は入部した翌月分から納入する。
- 3 前項の各額は、入部金は千円、傷害保険は当該団体が毎年設定する額、部費は月2千円とする。なお、部費は毎月納入する。

(休部及び退部)

第9条 部員が休部する場合は、所定の休部届を提出する。なお、休部中の部費は納入しない。

- 2 前項の休部した部員が復帰する場合は、所定の復部届を提出する。なお、復部した月より部費を納入する。但し、復部が月の後半の場合、翌月から納入する。
- 3 小学校就学中に退部する場合は、所定の退部届を提出するとともに、背番号を返却する。なお、退部する月の部費は返金しない。

附則

この規約は平成25年2月17日から施行する。